

有明海自動車航送船組合監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月14日

有明海自動車航送船組合
監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之

監 査 結 果

第1 監査の概要

有明海自動車航送船組合が財政援助をしている団体について、令和6年度事業を対象に下記のとおり監査を実施した。

1 監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の着眼点

出資している団体の出資に係る出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われているか。

4 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 監査対象団体 | 有明フェリー振興株式会社 |
| (2) 予備監査年月日 | 令和7年6月9日（月） |
| (3) 委員監査年月日 | 令和7年7月11日（金） |
| (4) 財政的援助等の内容 | 出資（出資比率100%）出資額 30,000,000円 |
| (5) 実施監査委員 | 有明海自動車航送船組合監査委員 小原 雅之
同 下田 芳之 |

【令和6年度決算の概要】

当法人は、有明海自動車航送船組合から全額出資を受け、同組合からの定期傭船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は6億1,622万円で、油脂売上等が減少したものの、業務受託料収入や船員派遣事業収入等が増加したことにより、前年度に比べ513万円（0.8%）増加している。

一方、売上原価は2億7,433万円で、油脂など商品の仕入れ高の減により、前年度に比べ215万円（△0.8%）減少している。

このため、売上総利益は3億4,189万円で、前年度に比べ727万円（2.2%）増加している。

販売費及び一般管理費は3億3,905万円で、主に人件費の増などにより前年度に比べ427万円（1.3%）増加している。

この結果、営業損益は284万円の利益で、前年度の16万円の損失に比べ300万円収支が好転している。

経常損益は、営業損益284万円に受取利息等の営業外収益17万円を加えた結果、302万円の利益で、前年度に比べ195万円（182.6%）収支が改善している。

当年度の純損益（税引後）は、特別利益（退職給付引当金戻入等18万円）、特別損失（役員退職引当金繰入78万円）を合算した結果、前年度に比べ245万円（△69.5%）減少しているが、108万円の利益である。

資金繰りについては、流動資産が1億3,756万円、流動負債が7,346万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は187.3%で、当面の資金繰りに支障はない。

第2 監査の結果

監査の結果、出資目的に従った団体運営がなされており、財政援助に伴う出納及び事務に関しては、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、取り組むべき課題として、次の事項が挙げられる。

- (1) 社員（事務職）の高年齢化という課題を抱えていることから、その解消や業務ノウハウの継承を見据え、現状を踏まえた中長期的な雇用方針を検討する必要がある。
- (2) 社員の出勤退勤の管理について、法令等に基づき適切に行う必要がある。